

藤沢市旅館業法施行条例の一部改正について  
藤沢市旅館業法施行条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

藤沢市旅館業法施行条例（平成24年藤沢市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第29条に規定する」を「第31条第1項の規定による指定を受けた」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、博物館法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。